

[別紙1]

鳥取県まちなか暮らし総合支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※まちなか遊休施設活用事業は事前に審査会で採択されていることが必要です。
※市負担が必要な事業(間接補助事業)の場合、事業者の申請先は各市役所となります。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出(完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い方)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。
※市負担が必要な事業(間接補助事業)の場合、事業者の報告先は各市役所となります。

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

■資料提出・問合せ先

- | | |
|---|------------------|
| ■ 東部地区 (鳥取市)
東部地域振興事務所(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) | 電話: 0857-20-3663 |
| ■ 中部地区 (倉吉市)
中部総合事務所地域振興局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) | 電話: 0858-23-3298 |
| ■ 西部地区 (米子市、境港市)
西部総合事務所地域振興局(〒683-0054 米子市鞆町1丁目 160) | 電話: 0859-31-9606 |

(その他、事業に係る問合せ)

鳥取県庁中山間地域政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話: 0857-26-7129